

令和7年度岩手県水防協議会 議事録

1 開催日時 令和7年5月23日（金）13：30～15：30

2 開催場所 エスポワールいわて 3階 特別ホール（盛岡市中央通1丁目1番38号）

3 出席委員

上澤和哉委員（会長職務代理者）、糸原健児委員、内館茂委員（代理：盛岡市総務部危機管理防災課 危機管理統括監 金田一正人）、木下光子委員、小出博委員、佐藤善仁委員（代理：一関市消防本部 消防長 阿部茂）、柴山智如委員（代理：㈱NTT-ME 東北ブロック統括本部岩手エリア統括部 災害対策室長 石川美保子）、鈴木克子委員、蓼沼信三委員（代理：気象庁盛岡地方气象台 次長 小田嶋孝一）、千葉啓子委員、千葉とき子委員、長田仁委員（代理：国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所 副所長 土田昭夫）、両方義人委員 ※会長職務代理者を除き氏名の五十音順

4 次第

(1) 開会

(2) 県土整備部長挨拶

(3) 議事

ア 令和7年度岩手県水防計画について

イ その他

(4) 講演「気象概況と天候の見通し、防災気象情報の体系整理」

盛岡地方气象台 次長 小田嶋 孝一 氏

(5) 閉会

5 議事録

○司会

委員の皆様方には、ご多用中のところ御出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、河川課の吉田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。

お配りしている資料ですが、次第、出席者名簿、配席図、令和7年度岩手県水防協議会配布資料一式、令和7年度岩手県水防計画（案）、講演会のレジメ、以上でございます。

お手元にごございますでしょうか。

岩手県水防協議会についてであります。お手元の令和7年度岩手県水防計画（案）339ページに水防法を掲載しておりますが、水防法第8条 341 ページにより、都道府県の水防計画その他、水防に関し重要な事項を調査審議いただくため、都道府県に水防協議会を置くことができることとなっており、岩手県においては、昭和24年から岩手県水防協議会条例

により設置・運営してきているところがございます。

本日の議事といたしましては、水防法第7条第5項により、都道府県知事は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会に諮らなければならないこととされていることから、令和7年度岩手県水防計画を策定するに当たり、計画案を御審議いただくこととしております。

なお、議事終了後は、盛岡地方気象台台長の小田嶋孝一様からご講演をいただくこととしております。

それでは、ただ今から、令和7年度岩手県水防協議会を開会いたします。

会議に先立ちまして、会議成立のご報告を申し上げます。

本日は、委員定数15名のうち、本人出席8名、委任状代理出席5名、計13名の御出席をいただいております。岩手県水防協議会条例第4条第3項の規定による委員数の2分の1以上の御出席をいただきましたことから、本会議が成立していることをご報告いたします。

なお、当協議会につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして、非公開に該当する事項がないことから、公開することとしておりますので、ご了承願います。

それでは、協議会の開催に当たりまして、上澤岩手県県土整備部長からご挨拶申し上げます。

○上澤岩手県県土整備部長

令和7年度岩手県水防協議会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日ごろより、岩手県の水防行政に多大なる御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

近年、毎年のように全国各地で浸水被害が発生するなど、気候変動の影響により、水災害が激甚化・頻発化しております。

岩手県においても、平成28年、令和元年、令和4年、令和6年など、近年、経験のない豪雨による浸水被害が頻発しております。

このことから、県では、安全・安心な地域づくりに向け、流域全体のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の取組を進めているところであり、ハード整備とともに、リスク情

報の提供等のソフト施策により、流域全体の減災に取り組んでいます。

また、被害を軽減するためには、国、県、市町村及び水防団等の関係機関が密に連携し、水防体制の充実・強化を図っていくことが極めて重要です。

昨年9月には、北上川上流胆江地区2市町等の参加により、「北上川上流胆江地区合同水防演習」を開催し、水防団による水防工法訓練等を実施したほか、7月、8月の降雨の際には、盛岡市や滝沢市及び沿岸の各市町等において、水防団による土のう積みや倒木撤去等の水防活動が行われるなど、日頃からの取組の大切さと水防体制の充実・強化の重要性を改めて認識したところです。

本日ご審議いただく令和7年度岩手県水防計画（案）は、県下における水防の円滑な実施のために必要な事項を規定しているものであり、流域治水など県が取り組んでいる施策を反映させ、作成しております。

お集まりの委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴し、計画の決定を行いたいと考えておりますので、本日は、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○司会

続きまして、本日御出席の委員の皆様でございますが、大変恐縮ですが、お手元の出席者名簿、それから配席図、こちらによりまして、御紹介に代えさせていただきたいと存じます。

次に、議長についてであります。岩手県水防協議会条例第2条第1項の規定により、会長が議長となることになっておりますが、会長であります知事は、本日、所用のため欠席しておりますことから、同条例第2条第2項の規定により会長職務代理者として、岩手県県土整備部長の上澤委員が指名されておりますので、上澤委員をお願いいたします。

それでは、上澤委員、議長席にご移動いただきまして、議事進行をお願いいたします。

○議長

改めまして、岩手県県土整備部長の上澤でございます。会長より指名を受けておりますので、議長を務めさせていただきたいと思っております。早速、議事に入らせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に沿いまして、「令和7年度岩手県水防計画について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

岩手県県土整備部河川課 流域治水課長の菊地と申します。本日はどうぞよろしくお願
いいたします。

お配りしております「令和7年度岩手県水防計画(案)」について説明する前に、薄いファ
イルの「令和7年度岩手県水防協議会 配布資料」にあります参考資料「県管理河川・海岸
における防災・減災のための主な取組」について、水防計画と関連する部分もございませ
うで、先にご紹介をさせていただきます。

座ってご説明させていただきます。

お手元の資料の1ページ目をご覧ください。これから説明させていただく内容ですが、大
きく4つの項目についてご説明いたします。

それでは2ページをご覧ください。まず大規模氾濫減災協議会の取組についてです。この
大規模氾濫減災協議会というのは、平成27年関東、東北豪雨、平成28年8月台風第10号
による岩泉町小本川などの甚大な被害を契機とし、河川にかかるハード整備とソフト施策
について、河川管理者である国や県と沿州市町村などが連携し、一体的かつ計画的に取り組
みを推進する目的で設立されたものです。協議会は県内3つの圏域に分けて運営しており
ます。県では協議会で定めた計画に沿って、水位周知河川の指定、洪水浸水想定区域の指定
を進めており、令和7年度は、洪水浸水想定区域の対象河川全てを指定する予定となってい
ます。また、関係市町村はそのリスク情報を読み取って避難計画等を検討することとなり
ます。

次に3ページをご覧ください。こちらは流域治水協議会の取組についてです。近年は気候
変動の影響により、全国的に災害が激甚化・頻発化し、河川管理者が行うハード対策やソフ
ト施策だけでは人命を守ることができない事態が発生しています。このことから、流域全体
のあらゆる関係者が協働し、水害を軽減させる「流域治水」を推進しているところです。本
県では、「流域治水」の全県での展開を進めており、令和6年10月に県内48水系全ての水
系において体制を構築したところです。流域治水協議会では、これまでの河川整備に加えて、
利水ダムの事前放流、下水道施設での貯留、田んぼダム、森林整備、治山対策、その他浸水
リスクが高いエリアの土地利用規制等、関係者の取組を掲載した「流域治水プロジェクト」
を策定し、情報共有しながら計画的に取り組みを進めていきます。今後は、地域住民や民間
企業の参画を促進するため、パネル展示等の各種機会を通して、水災害を自分事として捉え
行動する「自分事化」の意識啓発活動を推進してまいります。

次に4ページをご覧ください。参考に小本川水系の流域治水プロジェクトの内容を紹介
します。「氾濫をできるだけ防ぐための対策」として、河道改修や河道掘削、砂防堰堤や治

山施設の整備などを行うとともに、「被害対象を減少させるための対策」として輪中堤整備や宅地嵩上げ、災害危険区域の設定に取り組んでおり、今年の秋ごろの完成を予定しています。また、「被害軽減・早期復旧復興のための対策」として、要配慮者利用施設の避難確保計画の策定と訓練の実施や防災士等地域リーダーの育成などあらゆる関係者と協力して取り組んでいます。なお、この小本川水系については、山間部の流域治水ということで全国でも先進事例となっており、他水系の河川においても一層取組を進めていきたいと考えております。

次に5ページをご覧ください。水防法に基づく、住民の円滑かつ迅速な避難のための取組を記載しています。岩手県では、水位周知河川の指定拡大を進めていくとともに、新たに洪水予報河川の指定を予定しております。また、国や県が管理する一級及び二級河川については、洪水浸水想定区域図を作成することになっており、洪水浸水想定区域が指定された場合、市町村は地域防災計画への必要事項の記載とハザードマップの作成周知が義務付けられます。さらに、地域防災計画に記載された洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設については、避難確保計画を策定し、避難訓練も実施しなければなりません。このように水防法では、住民等が円滑かつ迅速に避難できるように法的な義務付けがなされております。

次に6ページをご覧ください。それぞれの機関が、先ほどご説明した法定義務以外で取り組んでいる「その他の施策」についてご紹介させていただきます。県では水位周知河川におけるホットラインの実施や、タイムラインの策定、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置なども行っています。市町村としては防災士の育成、出前講座、マイタイムラインの策定支援などを行っています。また要配慮者利用施設においては、近隣企業等と災害時の支援協定の締結を行っている事例もございます。

次に7ページをご覧ください。県の取組について、もう少し細かくお話ししたいと思います。こちらは水位周知河川の指定についてです。水位周知河川は、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川で、氾濫危険水位等の基準水位を定めた河川となります。水位周知河川の指定は大規模氾濫減災協議会で計画を定めており、これまで47河川を指定しております。また、令和7年に新たに6河川を指定することとしております。うち、昨年浸水被害を受けた米内川、それからもう一河川、黄海川は今年27日に指定する予定となっております。

次に8ページをご覧ください。こちらは洪水予報河川の指定についてです。洪水予報河川は、流域面積が大きく、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川で、気象庁と共同してその状況を水位又は流量により水防管理者等に通知し、一般に周知します。現在、県内では国管理の10河川が指定されており、県管理の指定はありませんが、

令和5年5月に気象業務法及び水防法の一部が改正され、国が得た県管理河川の予測水位情報の提供を受けることが可能となり、令和5年6月に東北地方整備局長と包括協定を締結しました。今後、県管理の一級河川において洪水予報河川の指定に向けた検討を進めることとしております。

次に9ページをご覧ください。こちらは洪水浸水想定区域の指定状況になります。令和3年7月の水防法改正により、洪水予報河川や水位周知河川のみならず、住宅等の防護対象のある一級及び二級河川において、想定最大規模の降雨があった場合に浸水が想定される範囲や浸水深さを解析し、公表することとなりました。こちらでも大規模氾濫減災協議会で計画を定めており、これまで213河川を指定しております。対象となる残り82河川については、令和7年度末までに指定する予定で進めております。

次に10ページをご覧ください。こちらは洪水ハザードマップの作成状況になります。洪水浸水想定区域等のリスク情報の提供に合わせて、市町村は避難計画を検討し、ハザードマップの作成を進めております。令和6年度末現在、想定最大規模の洪水リスクに対応したハザードマップを作成しているのは2市町村のみとなっております。今後、想定最大規模の洪水リスクに対応したハザードマップの作成が徐々に進み、安全かつ確実な避難行動ができるようになってくるものと考えております。

11ページをご覧ください。こちらはホットラインについてです。水位周知河川において、各基準水位が設定されておりますが、図の紫色で示している避難判断水位を超過するおそれがある場合、県から市町村長等へ超過する恐れがある旨連絡を行うものとなっております。これまで延べ165市町村222回ホットラインを実施している状況です。

12ページをご覧ください。こちらはタイムラインについてです。これは洪水時にどのタイミングでどのような行動を取る必要があるのか、関係機関で共有しているものです。水位周知河川に指定された河川については、タイムラインを策定し、運用しています。

13ページをご覧ください。こちらは岩手県河川情報システムで確認できる情報について記載しています。水位情報、雨量情報、カメラ画像を確認することができます。近年、出水時の避難情報を充実させるため、河川監視カメラを大幅増設したこと等によるアクセス集中対策として、簡易表示用サーバーの設置、VSATと呼ばれる衛星回線の追加による二重化により、通信障害に備えています。

14ページをご覧ください。危機管理型水位計の情報については、国で運営している「川の水位情報」で確認することが可能です。こちらのホームページについても、国の方でアク

セス集中対策を行ったところです。また、防災や災害の情報を提供している「いわてモバイルメール」のほか、LINE、XのSNSでも洪水時の水位情報の配信をしています。

15 ページをご覧ください。こちらは昨年度の県管理河川における大雨時の水防活動の様子です。令和6年8月11日から12日の台風5号に伴う集中豪雨に際し、久慈市内では越水や床下浸水等の被害が予想される中、久慈市消防団が土のう積み及び避難誘導等の迅速かつ適切な水防活動により、被害軽減が図られました。

16 ページをご覧ください。こちらでは特定都市河川の指定に向けた取組について記載しております。はじめに特定都市河川について、平成16年に施行された「特定都市河川浸水被害対策法」は市街化の進展により通常通り河川改修の見浸水被害の防止が困難な河川において、流域における流出抑制対策を一体的に推進する法制度でございます。こちらの法制度が令和3年に改正され、法改正前には対象とされていなかった地方部の河川を含む全国の河川に特定都市河川の指定対象が拡大されました。

岩手県では、近年の浸水被害実績（平成18、23、25、令和4年）、河川事業の見直し等の観点から、優先度の高い馬淵川で特定河川の指定を予定しております。

今後、令和8年度以降の馬淵川の河川整備に係る予算の重点化を目的として、今年度、特定都市河川に指定し、流域水害対策計画の策定を進める予定です。

17 ページをご覧ください。こちらではデジタル技術を活用した最新の取組事例としてワンコイン浸水センサ紹介します。ワンコイン浸水センサは低コストでリアルタイムに浸水状況を把握できるもので、国土交通省主体で実証実験の取組が広がってきているので情報提供します。

18 ページをご覧ください。ワンコイン浸水センサについて、「岩手県内においても盛岡市、紫波町、矢巾町で実証実験フィールドを提供している状況です。今後、取組が進んできたところで、随時情報共有させていただきます。

以上をもちまして、県管理河川・海岸における防災・減災のための主な取組についての説明を終わります。

続きまして、本日、ご審議いただきます水防計画書の主な変更点についてご説明させていただきます。まず、水防計画とは、水防法の規定に基づき、洪水、津波、高潮等に際し、水防団による水防活動が円滑に行われるために必要となる情報を記載したもので、県が策定するものでございます。

水防法には、「県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のために水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要に応じて変更しなければならない」と規定されております。先ほどご説明しました県の施策や水防活動の実態等を踏まえ、毎年、見直しを行っており、今年度も本格的な出水期を迎えるにあたり、昨年度の計画を見直し、更なる水防活動の充実を図るものです。今年度版に修正した資料が、お配りしている「令和7年度岩手県水防計画（案）」でございます。この計画案について、本協議会においてお諮りするものでございます。

こちらの水防計画（案）の変更点につきまして、お手元にお配りしております、「令和7年度岩手県水防協議会 配布資料」の資料をご覧ください。

この中の「資料1 令和7年度岩手県水防計画（案）変更要旨及び変更対照表」を用いて変更点についてご説明させていただきます。

まずは、1ページをご覧ください。

左側に記載の1～4項目目までが主な変更内容として、次ページ以降に変更対照表と解説を掲載しており、この後ご説明いたします。また、5その他（1）から（14）までについては、時点修正等軽微な変更であることから、変更対照表の掲載は省略しております。

2ページをご覧ください。こちらは3、4ページの県が行う水防警報、岩手県水防本部設置（廃止）基準及び体制の変更に関する資料になります。

近年の気候変動の影響、線状降水帯の発生に伴い急激に水位が上昇することが発生しております。そこで、より実態に即した水防体制をとるとともに、水防警報の発表やホットラインの実施等を遅延なく迅速に行うため、水防体制等の見直しを行ったものです。

水防警報における内容・発表基準の変更について、①ですが、これまで、水防警報にかかる「待機」及び「準備」の発表基準水位を併せて水防団待機水位、イメージ図の青線と同値に設定しておりましたが、それぞれの警報を明確に分け、準備水位、イメージ図の緑線を新たに設置しました。

②ですが、待機水位について、水防団待機水位と同値のままとし、各水防機関が情報の収集及び連絡を開始し、状況に応じて直ちに出勤ができるように待機する基準としました。

③ですが、準備水位について、出勤水位到達、イメージ図の黄色線までのリードタイムを考慮して設定し、各水防機関が出勤の準備を開始する基準としました。

3ページをご覧ください。国土交通省及び県が行う水防警報の種類及び発表基準について、これまで「待機」及び「準備」を併せていたものをそれぞれの警報を明確に分け、国が示す基準に基づき、表現を修正したものです。

4ページをご覧ください。こちらは、これまでの県の水防本部の設置～廃止までの体制について、明確に示したものになります。

5ページをご覧ください。基準水位の追加に伴う更新ということで、先ほどもご説明したように、これまで、水防警報にかかる「待機」及び「準備」の発表基準水位を併せて水防団待機水位、イメージ図の青線と同値に設定していたものを、それぞれの警報を明確に分け、準備水位を新たに設置したことによる変更です。

6ページをご覧ください。こちらは5ページと同じ図表になります。2点目の変更内容です。この基準水位の変更について、表の大股川（高屋敷）において河川改修の進捗に伴う河川横断面の変化に合わせて危険箇所を再選定したことにより、基準水位見直しを行いました。

また、夏川（小谷地）は当初宮城県側の佐沼観測所を観測所としておりましたが、岩手県側の小谷地観測所に変更したことにより、基準水位を見直しております。

最後に、宇部川（宇部）は当初上下流ともに野田観測所を観測所としておりましたが、上流側に宇部観測所を新たに設けたことにより、基準水位を見直しております。

7ページをご覧ください。こちらは5、6ページと同じ図表になります。3点目の変更内容です。こちらは、先ほど【参考資料】の7ページでご説明しました、水防法で定める水位周知河川等の指定に伴う追加になります。令和7年3月21日付で滝名川及び普代川を水位周知河川として新規指定したこと。また、令和7年5月27日付で米内川及び黄海川を指定予定であることに伴い、新たに追加しております。

8ページをご覧ください。こちらは、県水防警報連絡系統図です。県管理水位周知河川の水位超過情報、避難判断水位・氾濫危険水位について、住民への周知をより効率的・効果的とするため、令和5年10月から新聞社への伝達を追加しております。今年度新たに1件追加しております。

また、6ページでも説明したとおり、滝名川及び大野川を水位周知河川に指定したこと。今月27日に米内川及び黄海川を指定予定であることから、当該河川を連絡系統図に追加しております。

9ページをご覧ください。こちらは、岩手県が設置した危機管理型水位計の観測箇所をまとめた表になります。令和6年度に矢巾町の見前橋に危機管理型水位計を新規設置したことから、設置河川数及び設置箇所数を更新しております。

10ページにつきましては、9ページ同様、矢巾町の見前川の新規設置に伴い更新をして

おります。

以上が、今年度の水防計画の主な変更点でございます。

続きまして、資料2をご覧ください。令和6年度に発生した水防に係る気象警報等を時系列で整理したもので、避難判断水位を超過した出水を記載しております。右欄の対応状況欄には、水防警報の発表時刻や、ホットラインを実施した河川と土木センターを記載しています。

最後になります。資料3をご覧ください。過去10年間の公共土木施設災害の状況を参考としてまとめたものでございます。災害査定決定額ベースの集計ですが、昨年においては、災害発生件数216件、被害額約47億円となっており、過去10年では被害が4番目に大きい年でございます。なお、今年度新たに主な異常気象に伴う各被害状況を参考に掲載しております。内閣府の防災情報より異常気象毎に被害状況を抽出しております。

以上で、令和7年度岩手県水防計画（案）の変更について、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

ただ今の事務局からの説明に対し、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

○委員1

A3の資料1の2ページ、県が行う水防警報の解説文では、「準備」の発表基準を新たに設けて「待機」の基準と明確に分けたとの記載となっておりますが、3ページの右側の変更後の表にある「準備」の発表基準を見ますと、「待機」と合わせて発表するとの記載となっております。

2ページの解説文と相違があるようですが、いかがでしょうか。

○事務局

発表については、今回新設の準備水位に到達したときのお知らせをするためのシステム改良が1年ほどかかる予定でございまして、現状は、今まで通りこの待機のお知らせと併せて、準備についてもお知らせを行いまして、あとは水防関係者がその準備に到達した水位を持って次の行動に移るため、発表については、順次、準備水位に到達した通知もできるような形で進めたいというふうに考えておりますが、その移行期間として、現状は今まで通り待機と準備のお知らせは併せて行うのですが、行動自体は、待機と準備、それぞれの水位に到達した時に行うため、このような記載とさせていただきます。

○委員1

分かりました。

当質問について、案が出来上がった場合、それぞれ待機水位の時には、例えば水防団の待機という警報。それから、準備水位に達してさらに上昇が認められるときには、水防団の出勤の準備というような形で発表されるようなイメージでしょうか。

○事務局

お示しのとおり。

○委員1

分かりました。それからもう1点ございます。

資料1の3ページ、準備の発表基準について、なお、県が行う水防警報については、「待機」と併せて発表するものとし、上記準備水位に達した場合に「待機」から「準備」に移行するものとするというのは、水防団の体制の話なのでしょうか。それとも、水防本部の体制の話なのでしょうか。

○事務局

水防団の体制について記載しております。

○委員1

分かりました。

意味が混在しているような感じがしたので、もし水防本部の体制の話であれば、なお「水防本部」が行うと記載しておけば、より分かりやすいかなと思います。

○事務局

ありがとうございます。

○委員2

今回の変更点で、何点か質問や、意見を述べさせていただければと思います。

まず資料1の3ページのところで言いますと、あわせて発表するというのも分かりづらいので一緒や同時になど、もっと何か表現を変えていただいたほうが。一括してなどですね。

少し分かりづらいので、その文言の整理はもう一度検討いただいたほうが良いと思いました。

なお、前質問時のご説明で分かったのですが、1年後のシステム改修を経て、待機と準備の発表をそれぞれ別々に出せるようにすることについて、住民や関係機関へも含めて、補足して説明しておいていただいた方がよりスムーズで対応が良いと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、そもそもの考え方ですが、今回のようにきめ細かく対応していくということで、災害対応という観点からきめ細かく対応が期待される一方で、分かりやすさでは、当然分かりづらくなりますし、実際の水防団の方々の負担という点を考えると、その点もどうなのかなという思いもしないわけではありません。

前年もお話させていただきました、水防団自体も人手不足になっていることもありますし、細分化する一方で実際の水防団の方々の負担というのを考えた場合に、果たしてこのように分けることが本当に妥当なのかというところは、その視点もあわせて今後、一旦こういう形で整理するのは良いとしても、現場の方々の負担を考えて、実際に運用を始めてみて、水防団の方々のご意見も聞きながら、もう一度体制を元に戻す方法があってもいいのかなと思います。

次に、資料1の2、3ページについて、県が行う水防警報の内容・発表基準の変更案が載っています。令和7年度岩手県水防計画（案）の2、3ページに水位に関して細かく用語の定義が記載されているわけですが、今回の内容を再整理したのであれば、同じく資料1の2、3ページの方にも準備水位や待機水位の記載があっても良いのではと思います。統一性、一貫性という観点から、同一に盛り込んでいただいた方が良いと思いますし、漏れがあるようでしたら記載していただくというのも1つの手かもしれません。

この点について、盛り込むか否かというのが質問の1つ目になります。

2つ目、こちらにも意見含め質問になります。

資料1の5ページ、変更後の赤字の部分で、普代川の待機水位が1.2mなのですが、準備水位が1.1mとなっておりますので、こちらは誤字でしょうか。準備水位の方が低くなっているので、ご確認いただいて修正が必要であれば修正をお願いします。

○委員2

最後に待機水位と準備水位が同値になっている河川があります。

これについての考え方をどのように捉えれば良いのか、リードタイムを考慮しているということと推察しておりますが、どのようにこの同値ということで整理されているのか。

以上です。

○事務局

ありがとうございます。

また、水防計画書の用語の定義のところですが、こちらにも準備水位といった新たに設けた水位についても、令和7年度岩手県水防計画（案）に記載します。

なお、資料1の5ページの普代川の水位数値については、数値が逆転しているところがございます。申し訳ございませんでした。確認した上で修正させていただきたいと思います。

それから、待機水位と準備水位が同じ値があるものについてです。こちらはリードタイムの関係で準備水位を設定しているのですが、準備水位が待機水位を下回ってしまう河川も

河川の形状によっては出てきてしまうということになります。その際は待機水位と準備水位を同一の指標として、待機、準備双方に対応していくというようなことで設定しております。

○委員2

分かりました。

○議長

今お二方から指摘されたことは非常に大事なポイントですので、どういう形で修正したか、委員の皆様を確認していただくようにしてください。

当方で確認した上で皆様に配布しますし、また水防管理団体である各市町村等へも周知するようによろしくお願いします。

いかがでしょうか。

○委員1、2

よろしいです。

○議長

今先ほどいただいた意見については、修正のうえ確認するというので、一応この場では採決という形をとらせていただいてもよろしいでしょうか。

基本的な方向性については、いただきましたご意見を踏まえまして、整理しますので、それではお諮りいたします。

令和7年度岩手県水防計画（案）は、原案の通りとすることに、ご異議ございませんでしょうか。

○委員2

はい。

先ほどの用語の定義のところ、盛り込む方向でお話がありましたので、原案というよりも修正を一部加えていただいていることになるかと思いますがいかがでしょうか。

○議長

失礼しました。

それでは、一部その文言を追加、あるいは修正したうえ、皆様に周知のうえ決定をさせていただきたいと思っておりますので、その方向でよろしいかどうか。

○委員一同

はい。

○議長

ありがとうございます。

その他の話題を提供してくださる方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員 2

その他の件で 1 点ですね、これも以前お伝えしたかと思うのですが、丁寧に資料作成いただきましてありがとうございます。

資料について、事前に郵送で一式を送っていただいた上に、会場でも同一のものをまた配布いただきました。

現在様々な自治体、団体も、いろんなところで経費節減が求められている中、丁寧に資料配布いただくのは本当にありがたいのですが、逆に言いますと委員の皆様のご賛同いただければ事前に配布したものを、当日会場にご持参くださいということにすれば、経費も節減になると思いますので、その点は今後ぜひ同じものでしたら、その方が県の懐にとってもやさしいと思いますし、また、県民にとってもプラスになると思いますので、その点も今後ご検討のうえ運用していただけたらなと思いました。

以上です。

○議長

ありがとうございます。当方でもペーパーレス化ということで進めておりますので、事務局では来年度以降、ご意見を踏まえ、そういった形で進めてよろしいでしょうか。

また、配布については最低限といいますか、そういった形で事前にご覧いただいて、それで変更等がございましたら、その変更点のみ統一で用意するなどさせていただきたいと思っておりますので、事務局よろしく願います。

その他、よろしいですか。

○委員一同

はい。

○議長

ないようですので、これで議事を閉じたいと思います。ご協力ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

では、以上を持ちまして本日の議事を終了させていただきます。ご審議ありがとうございました。

このあと講演がありますが、準備がありますのでここで 5 分程度休憩をとらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(休憩)

それでは、盛岡地方気象台次長の小田嶋孝一様から、「気象概況と天候の見通し、防災気象情報の体系整理」と題しまして御講演をいただきます。

(講演)

大変有意義な御講演をありがとうございました。
講師の小田嶋様に、いま一度拍手をお願いいたします。

本日は、委員の皆様方から貴重な御意見等いただきまして、誠にありがとうございました。
以上をもちまして、令和7年度岩手県水防協議会を閉会いたします。
委員の皆様方にはご多用中のところ、誠にありがとうございました。